

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

◇選管告示 参議院地方選出議員補欠選挙の期日

右選挙における選挙長等の選任

右選挙において調製する補充選挙人名簿の調製、縦覧、異議の決定及び確定期日等

右選挙に用いる投票用紙等に押すべき印

選挙公報の掲載文の申請期限等

候補者の選挙運動に関する支出金の制限額

立会演説会の開催町村の指定

立会演説会の開催計画

立会演説会の演説の順序等をきめるくじを行う日時、場所等

開票区の変更

指定病院の追加指定

◇参議院地方選出議員補欠選挙選挙長告示

選挙会の場所等

選挙立会人のくじを行う場所等

## 選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十三条第一項の規定により、参議院地方選出議員の欠員に伴う後任者の補欠選挙を昭和三十一年四月四日に行う。

昭和三十一年三月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

昭和三十一年四月四日執行の参議院地方選出議員の補欠選挙における選挙長及び選挙長職務代理者をそれぞれ次のとおり選任した。

昭和三十一年三月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 職名 住所 氏名

選挙長 八頭郡若桜町大字若桜 圓井 潔

一、二二二番地ノ一

選挙長職務代理者 鳥取市栗谷町一番地 本江滋二

二 選挙長の執務場所

鳥取市東町九十九番地 鳥取県選挙管理委員会事務局

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

昭和三十一年四月四日執行の参議院地方選出議員の補欠選挙において調製する補充選挙人名簿の調製、縦覧、異議の決定及び確定に関する期日及び期間並びに申請の期間及び方法をそれぞれ次のとおり定める。

昭和三十一年三月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 調製現在期日 昭和三十一年三月十四日

二 申請期間及び申請の方法

昭和三十一年三月十四日から三月二十日までの間に、住所地の市町村の選挙管理委員会に文書で申請すること。

三 調製期間

昭和三十一年三月二十一日から三月二十三日まで

四 縦覧期間

昭和三十一年三月二十四日から三月二十八日まで  
五 異議の決定期間  
異議の申立のあつた日から三月三十日まで

六 確定期日

昭和三十一年三月三十一日

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

昭和三十一年四月四日執行の参議院地方選出議員の補欠選挙に用いる投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印をそれぞれ次のとおり定める。

昭和三十一年三月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 投票用紙におすべき鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

二 仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印は、当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

昭和三十一年四月四日執行の参議院地方選出議員の補欠選挙における選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとする者の掲載文の申請期限並びに掲載の順序のくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

昭和三十一年三月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 申請期限

昭和三十一年三月二十二日

二 くじを行う日時

昭和三十一年三月二十三日 午前十一時

三 くじを行う場所

鳥取市東町九十九番地 鳥取県選挙管理委員会事務局

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

昭和三十一年四月四日執行の参議院地方選出議員の補欠選挙における候補者の選挙運動に関する支出金の制限額は、次のとおりである。

昭和三十一年三月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

候補者一人につき 六一五、一〇〇円

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

昭和三十一年四月四日執行の参議院地方選出議員の補欠選挙において行う立会演説会の開催町村を次のとおり指定した。

昭和三十一年三月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

岩美郡	宇倍野村	岩美町
八頭郡	那家町	八束村
河原町	用瀬町	若桜町
気高郡	鹿野町	気高町
東伯郡	東郷町	羽合町
由良町	東伯町	関金町
西伯郡	名和町	東伯町
会見町	西伯町	赤碕町
		三朝町
		春日村
		境港町
		澁江町
		西伯町

日野郡 溝口町 根雨町 黒坂町 伯南町

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

昭和三十一年四月四日執行の参議院地方選出議員の補欠選挙における立会演説会の開催計画を次のとおり定めた。

昭和三十一年三月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 立会演説会の方法

班別編成の方法によらない立会演説会とする。

二 候補者一人当りの演説の時間 四十分以内

三 立会演説会を開催すべき予定の日時及び会場

開催日時	開催市町村	予定会場
三月十二日 午後二時	岩美町	浦富小学校
三月十三日 七時	鳥取市	日進小学校
三月十三日 二時	八東村	八東小学校
三月十三日 七時	若桜町	若桜小学校
三月二十日 二時	羽合町	羽合中学校
三月二十一日 七時	倉吉市	河北中学校
三月二十二日 七時	三朝町	鴨川中学校
三月二十二日 二時	倉吉市	成徳小学校
三月二十三日 二時	由良町	緑ヶ丘中学校
三月十四日 午後二時	郡家町	中央中学校
三月十五日 七時	智頭町	智頭小学校
三月十六日 二時	用瀬町	用瀬小学校
三月十六日 七時	河原町	八頭第一中学校
三月十七日 二時	宇倍野村	遷喬小学校
三月十七日 七時	鳥取市	谷小学校
三月十八日 二時	鳥取市	湖山小学校
三月十八日 七時	気高町	浜村小学校
三月十九日 二時	鹿野町	鹿野小学校
三月十九日 七時	青谷町	青谷小学校
三月二十日 二時	東郷町	松崎小学校
三月二十一日 七時	関金町	鴨川中学校
三月二十二日 七時	三朝町	三朝中学校
三月二十三日 二時	由良町	成徳小学校

四 一回の立会演説会において演説することができる候補者の数 五人

三月二十三日	午後七時	東伯町	浦安公会堂
三月二十四日	二時	赤碕町	永楽座
三月二十五日	七時	名和町	名和中学校
三月二十五日	二時	淀江町	淀江小学校
三月二十六日	七時	米子市	啓成小学校
三月二十六日	二時	米子市	大篠津小学校
三月二十七日	七時	境港町	境小学校
三月二十七日	二時	会見町	手間小学校
三月二十八日	七時	溝口町	溝口小学校
三月二十八日	二時	根雨町	根雨公会堂
三月二十九日	七時	黒坂町	黒坂小学校
三月二十九日	二時	伯南町	生山公会堂
三月三十日	二時	春日村	春日小学校
三月三十一日	七時	西伯町	法勝寺中学校
三月三十一日	七時	米子市	就將小学校

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

昭和三十一年四月四日執行の参議院地方選出議員の補欠選挙において開催する一回の立会演説会に参加申出の第一希望順位者が五人を超える場合のくじ並びに演説の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

昭和三十一年三月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一日時 昭和三十一年三月九日 午後一時

二 場所 鳥取市東町九十九番地

鳥取県選挙管理委員会事務局

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十八条第二項の規定により設定した市の区域を分けた開票区及び町村の区域を合せた開票区(昭和三十年鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号)を次のように改める。

昭和三十一年三月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

市の区域を分けた開票区及び町村の区域を合せた開票区

郡市名	開票区名	区域
鳥取市	第一開票区	第一、第二、第三、第六、第七、第九投票区
	第二開票区	第四、第五、第八、第十、第十二、第十三、第三十二投票区
	第三開票区	第十一、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三投票区 第二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一投票区
米子市	第一開票区	第一、第二、第三、第十四、第十五、第十六、第二十一、第二十二、第二十三投票区
	第二開票区	第四、第五、第六、第十一、第十二、第十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七投票区
	第三開票区	第七、第八、第九、第十、第十七、第十八、第十九、第二十投票区
岩美郡	宇倍野開票区	犬成村、宇倍野村、津ノ井村
	八東開票区	安部村、八東村、丹比村
八頭郡	私都開票区	中私都村、上私都村
	東郷開票区	東郷町、泊村
西伯郡	箕蚊屋開票区	日吉津村、春日村、大高村、栗村

日野郡 伯南開票区 多里村、伯南町

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項第二号の規定により指定した不在者投票管理者をおくことのできる病院(昭和二十五年鳥取県選挙管理委員会告示第九号)に、次の病院を追加指定する。

昭和三十一年三月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

病 院 名 所 在 地

智頭町国民健康保険 八頭郡智頭町大字智頭一、八  
直営病院 七五番地

参議院地方選出議員補欠選挙選挙長告示

参議院地方選出議員補欠選挙選挙長告示第一号

昭和三十一年四月四日執行の参議院地方選出議員の補欠選挙における選挙会の場所及び日時を次のように定める。

昭和三十一年三月四日

参議院地方選出議員補欠選挙選挙長 圓井 潔

一 場所 鳥取市東町九十九番地 鳥取県庁

二 日時 昭和三十一年四月七日 午後一時

参議院地方選出議員補欠選挙選挙長告示第二号

昭和三十一年四月四日執行の参議院地方選出議員補欠選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時は、次のとおりとする。

昭和三十一年三月四日

参議院地方選出議員補欠選挙選挙長 圓井 潔

一 場所 鳥取市東町九十九番地

鳥取県選挙管理委員会事務局

二 日時 昭和三十一年四月二日 午後一時